



政府は子や孫に教育資金を援助する際にかかる贈与税に関し、2018年度末に期限が切れる非課税措置を延長する検討に入った。高齢層に偏る資産を若年層に円滑に移し、若者の進学や学び直しを支援する。一方で経済格差を固定する」との批判を踏まえ、対象を絞り込む措置もあわせて検討する。

自民党税制調査会などでの協議を踏まえ、12月にまとめる19年度の与党税制大綱に盛り込むこと

教育資金贈与 非課税延長へ

政府、子・孫に資産移行促す

をめぐす。現行制度は0歳から30歳未満までの子・孫を対象に、1人あたり1500万円を上限に教育資金向けの贈与に限って非課税にする。13年4月に導入された。

教育資金の対象は入学金や授業料、受験料のほか修学旅行代や給食費も含まれる。500万円までは、塾やスイミング、ピアノのレッスンなど習い事代やその道具代に使うこともできる。信託銀行などに作った専用口座に親が預け入れ、子や孫は30歳になるまで教育資金を引き出せる。

19年3月末に急に制度がなくなると混乱や駆け込み利用を招くことから、制度を延長する方向

「格差固定」批判 対象は絞る

だ。延長期間は2年を軸に検討している。

口座の契約数は今年3月時点で約10万4千件に達しているが、近年は増加ペースが頭打ちになりつつある。財務省は経済対策としての役割を終えているとして対象の絞り込みを主張している。

延長幅や絞り込みの方法など自民党税調で詰める。贈与を受ける子・孫に所得制限を付ける案や、非課税の対象金額を縮小する案などが候補にあがる。贈与を受ける子・孫の年齢制限についても議論になる可能性がある。

制度を巡っては、政府税制調査会（首相の諮問機関）で将来的に廃止するよう求める声が出ている。格差の固定につながるうえ、高齢化による「老老相続」が増えているため、贈与税・相続税のあり方そのものを見直すべきだ」という問題意識から